

(新) 中間貯蔵施設検討・整備事業<復旧・復興>

※東日本大震災復興特別会計(仮称)(復興庁計上) 2,000百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の概要

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う地震と津波により、大量の災害廃棄物が発生している。これらの災害廃棄物の一部は、東京電力福島第一発電所における事故により放射性物質により汚染されている。放射性物質によって汚染された土壌等を円滑かつ迅速に除染・処理するため、平成23年8月26日には原子力災害対策本部より「除染に関する緊急実施基本方針」が示された。また同日、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)が成立した。これらにより、指定地域内の災害廃棄物(対策地域内廃棄物)および、指定地域外であっても放射性物質による汚染状態が基準を超えるもの(指定廃棄物)については、国がその処理を迅速に行う必要がある。

そのため、除染によって出てくる土壌等や、一定以上の濃度の放射性物質に汚染された廃棄物を適切に一時保管するためには、中間貯蔵施設の整備が急務である。そこで、中間貯蔵施設の整備に向けて現地調査として放射性物質を含めた環境影響に関する調査等を行い、施設の設計等を進め、さらには搬入物を効率的に減容化する技術等について検討することを目的として本事業を行う。

2. 事業計画(業務内容)

中間貯蔵施設の整備に向けた検討を進めるため、以下の業務等を行う。

- (1) 中間貯蔵施設の整備に向けての現地調査
(地形・地質調査、環境影響に関する調査等)
- (2) 中間貯蔵施設の設計に係る検討
- (3) 搬入物を効果的に減容化する技術・手法の検討

3. 施策の効果

中間貯蔵施設の整備に向けた検討の促進。